

令和6年3月1日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

産業建設委員会  
委員長 渡辺 一美

### 産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 3月1日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
所管事務調査については、立地適正化計画の改定(案)について、公営住宅等再編整備計画の策定(案)について、執行部より説明を受け、質疑を行った。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、小出労働基準監督署による有機センター立入調査の結果について、小出まちなかエリアにぎわいづくりワークショップ等の結果について、ガス託送料金の減額改定について、魚沼市下水道事業経営戦略の一部改定について、執行部から説明を受け、質疑を行った。  
市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて協議した。

## 産業建設委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 議案第 35 号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正について
- (2) 議案第 36 号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について
- (3) 議案第 37 号 魚沼市営住宅条例の一部改正について
- (4) 議案第 38 号 魚沼市都市公園条例の一部改正について
- (5) 議案第 39 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- (6) 議案第 43 号 市道路線の認定について

### 2 調査事件

- (7) 所管事務調査について
  - (1) 立地適正化計画の改定（本案）について
  - (2) 公営住宅等再編整備計画の策定（本案）について
- (8) 閉会中の所管事務等の調査について
- (9) その他
  - (1) 小出労働基準監督署による有機センター立入調査の結果について
  - (2) 小出まちなかエリアにぎわいづくりワークショップ等の結果について（商工課）
  - (3) ガス託送料金の減額改定について（業務課）
  - (4) 魚沼市下水道事業経営戦略の一部改定について（業務課）
  - (5) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

3 日 時 令和 6 年 3 月 1 日 午前10時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、星 直樹、浅井宏昭、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、  
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、星産業経済部長、山内ガス水道局長、吉田産業経済部副部長、鈴木観光課長、星建設課長、斉藤都市整備課長、星野農政課長、大桃業務課庶務係長

8 書記 坂大議会事務局長、和田議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。それでは、まず本委員会に付託されました議案について審議願います。

### (1) 議案第 35 号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 1、議案第 35 号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

星委員 ファミリー券を廃止した理由をお願いします。

吉田産業経済部副部長 昨年の 4 月にプール含めて用途を廃止しました。ファミリー券が今まで全館共通の施設利用の券でしたので、プールがなくなった段階で、全施設を共通して利用する券、ファミリー券も廃止することになっています。

星委員 どのくらいファミリー券の利用者がいたか把握していたらお願いします。

鈴木観光課長 ファミリー券は百十件ちょっとと認識しています。

星委員 世間では今サブスクと呼ばれる一定期間使用できるサービスがはやってます。ファミリー券を廃止したことにより利用者の減少にならないか懸念しますが考えを伺います。

吉田産業経済部副部長 ファミリー券を実際うたっていたのは、寿和温泉のみで、プールがなくなったので、ほかの温泉施設と整合を合わせるなかで統一すべきだろうと考えていました。また、ファミリー券を利用した際の値段設定で、1 日当たりの金額を算出したときに、著しく低い金額で実際利用するような形になりますので、そういった総合的な判断の中で、ほかの施設と同様にプールの廃止をもってファミリー券を廃止し、ほかの施設と整合を図るべきだろうと考えております。

浅井委員 ファミリー券の廃止以来、寿和温泉に通っていた利用者の方が、白石温泉や神湯に流れたという話を聞いていますが、どの程度のお客が離れていったのか、お聞きします。

鈴木観光課長 今まで寿和温泉の利用をいただいていた入広瀬の方というところは当然把握はできませんけれど、1 月末現在の利用者数を報告させていただきます。寿和温泉は令和 4 年度はファミリー券の利用があったのですが、1 万 2,038 名の利用がありました。令和 5 年の 1 月末までになりますけれども、1 万 669 名の方から温泉の利用をいただいているということでもあります。差引きをしますと、当然 1 年分と 10 カ月分という差はありますけれども、1,369 名利用者数としては減っているという数字になっております。神湯温泉につきましては、令和 4 年度が 6 万 748 名の方が日帰りによって利用されています。令和 5 年、同じく 1 月末までの累計になりますけれども、6 万 8,717 名。増減でいいますと 7,969 名増えているということになっております。もう一つ、観光施設ではございませんけれども、守門の高齢者センター、いわゆる白石荘ですが、令和 4 年が 846 名、令和 5 年 1 月末までの累計になりますけれども、1,243 名。増減でいいますとプラスの 397 名ということで、寿和温泉以外は増加をしています。

浅井委員 かなり流れていることが数字で分かったんですけれども、現在これだけ寿和温泉の利用者が少なくなると指定管理に出す際に支障があるのかないのか、その辺をお聞きします。

吉田産業経済部副部長　利用者、1月末時点での数字になりますけれども、その状態をもって指定管理に出すときに支障があるというふうには考えておりません。実際に、もし受ける団体が出てくるとすれば、入広瀬地域、それと施設の位置づけ、それを踏まえてどういうふうこれから活性化するための方策を含めた事業計画を立て、そこで十分やれるだろうという判断の中で指定管理を受けるような形になると思いますので、その数字だけをもって受ける、受けないの判断には至らないと考えております。

佐藤（肇）委員　寿和温泉ができてから何度かお邪魔をさせていただいているんですが、利用者、以前もあんまり多くなかったんですが、それに比べても格段に少ないです。今までは建物が大きかったのも、それなりに散らばっていてもよかったんですが、一つの施設になってからも、利用者が非常に少ないという感覚を受けます。日によっては貸切りみたいな状況である。これはリニューアルしてから、一時期が増えたような話も聞いたんですけども、こういう状況が続いております。やはり特段の支援といいますか、使っていただけるような方策が要るんじゃないかなと思うんです。今回、一律にほかの施設とも見比べてというようなことで設定はされているんですけども、そういったのは指定管理になってくれば、また独自の考え方は出てくるんだろうと思いますが、今現在の段階でお金以前の問題で使う人がいなければ、本当に施設がもったいないですし、何とかしなければならぬなと感じているんですが、その辺のことについてはいかがでしょうか。

吉田産業経済部副部長　このリニューアルにあたりましては、地元の入広瀬地域の方との意見交換を何度か踏まえる中で、地域住民の方がそこで集える、地域の交流の場となるようなコンパクトな温泉施設をとという要望を受け、それに基づいて今回このような形にリニューアルをした経過になっております。そういったことから、これから当然、地域の方からも利用いただけるようなサービスを考えていく必要があるかとは思いますが、料金的な部分を下げた利用者を増やすということではなく、別の方策を講じながら地域の方から地域の交流の場として使っていただけるような方策を立てながら、利用者増に向けた動きといいますか、そういったところをやっていきたいと考えております。

佐藤（肇）委員　今ほど交流の場というお話がありましたので、以前は寿和温泉についてはいろんな施設がその中に含まれていたもので、使い方はそれぞれそこに御飯を持ち込んで1日を楽しんでくるような方も多く見られたんですけども、もう休憩室も一つですし、くつろいでくださいというのがそれほどのものではないということであるならば、温泉を使わなくても使える利用は本来の姿ではないかとは思いますが、考えているのかどうか。要は風呂に入らないと、そこは使えないのか。その辺についてはいかがでしょうか。

吉田産業経済部副部長　こちらの施設が温泉施設でありますので、やはり入浴料を徴収した中で利用いただくというのが原則になるかと思っております。ただ、今ほど委員が言われたようなところで、今後の、例えば指定管理を受けてくれる団体等がいたとして、そういった運用を含め、どういう形で地域の交流の場となるようなサービスが提供できるのかというのは、これから研究課題かなと思っております。

佐藤（肇）委員　お風呂に入るのが前提ということで、料金設定される。じゃあ入館料というような形の料金設定があれば、またそれはいいのではないかと。前は露天風呂だけであれば黒いバンドを貸してもらって、それをつけて入ると。それがなければ玄関利用の方はロッカーのバンドをいただけるので、それで入れたんですけど、今まではお風呂を使わない

露天風呂だけでも全館料とは言いませんけど、そこに戻って休憩したりだとか、いろんなことをできたわけですね。それがあある意味できなくなったということなので、お風呂のところで番台ついているわけではないので、なかなかどの人がどうだと言っ、この辺選別することは難しいのかもしれませんが、ただ歌って、2時間でも30分でもくつろいで帰れる。そういった交流の場として使えるような、そういった意味合いです。地域から声があって、やろうということをやっていた部分が全然できていないのではないかなという思いなので、その辺について今後どうするか、検討をお願いできるのでしょうか。

吉田産業経済部副部長　この入広瀬地域におきましては寿和温泉のリニューアルにあたりまして、先ほど地域の交流の場という話もさせていただきましたけれども、これだけでなく、地域住民のワークショップの中で、入広瀬小学校で交流のできる場という形での利活用案も出ておりますので、交流の場を入広瀬小学校の旧校舎に求めるのか、こちらの温泉施設に求めるのか、そこどうまく連携した中で、やはり地域の交流場となるところが多分必要になってくるんだろうなと思っています。ですので、ここだけということではなくて、交流の場が入広瀬小学校というところであるのならば、温泉施設はあくまでも入浴をさせていただいた上で、風呂上がり、サウナを上がったあとの交流の場として利用いただく、その用途よっての使い分けというのは、やはり必要ではないかなと考えております。ただ、今ほど委員の言われたような意見も含めて、これから指定管理の運営というところも視野に入れながら一つの課題と思っております。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第35号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって議案第35号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (2) 議案第36号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について

渡辺委員長　日程第2、議案第36号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員　今回約1割ぐらいの価格、占用料の値上げということになるんですが、今一番この占用料をいただいている大きな部分はどこになるのでしょうか。電柱だとか、そういったものでしょうか。それとも個人等で占用しているような、そういった部分なのか分かったら教えていただきたいと思います。

星産業経済部長　一番大きな部分は、東北電力とかNTTによる電柱の占用料になります。

佐藤(肇)委員　今回改定は、全国一律ということでしょうか。

星産業経済部長　今回の市の改定は、県が改定したのでそれを準用して行いました。全国ほかの都道府県がどうやっているか、ちょっとよく把握はしておりません。国が改定して、その次の年に大体都道府県が改定されるのではないかと想像しています。実際のところは分か

りませんけども、新潟県においても、そういう順番で国が変えて、その次の年に県が改定しております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第36号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第36号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (3) 議案第 37 号 魚沼市営住宅条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 3、議案第 37 号魚沼市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 大白川住宅の床面積はここに記載があるのですが、敷地面積と地目はどうなっていますか。

星産業経済部長 底地の面積なんですけれども、597.71 平方メートルで地目は宅地になっております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第37号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第37号 魚沼市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (4) 議案第 38 号 魚沼市都市公園条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 4、議案第 38 号 魚沼市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星委員 2階部分に調理室もあると思うのですが、そのスペースも貸し出す対象とするのかお聞きします。

斉藤都市整備課長 2階の調理室については貸出しの対象といたしません。

桑原委員 同じく2階の管理棟のホールですが、過去にそういう要望があつてのお話なのかということと、調理室は貸さないということが分かったので、どういうところを対象としてこういう構想を練ったのかお聞かせください。

斉藤都市整備課長 令和5年度から小出公園に関しては指定管理に移行しました。これまでの間、令和3年から4年まで委託でしたが、特に2階ホールを貸してほしいというような

お話しはございませんでした。指定管理に移行したことで、自主事業であったり、市内の小学校とか保育園が遠足とか登山で休憩として使う、もしくは市外の方がイベント、結婚式であったり、そういったものも開催されるというような想定です。東京からの修学旅行の受入れとかも考慮して、このホールの貸出しについて決定したところであります。

桑原委員　大体分かりました。ただ、市内の義務教育の子どもたちについては、お金はとらないですね。

斉藤都市整備課長　都市公園条例施行規則の中で減免団体の規定があります。この中に市に設置されている学校、幼稚園、保育園、認定こども園、スポーツ少年団等は免除の団体となっておりますので、原則は使用料をとらないと考えています。

佐藤（肇）委員　1時間5,000円、ほかの公民館だとかに比べるとかなり高額です。面積の記載はないんですけども、その辺はどうでしょうか。

星産業経済部長　2階の貸出しする面積なんですけれども、約172平方メートルになっています。確かに、ほかの公共施設と比べて高い設定になっております。高い設定をした理由ですが、冷房のエアコンが付いてまして、それを使ったときにその使用料で賄える金額として算出した金額になります。ただ、一番上限で設定しております。今指定管理に出していますので、その指定管理の方が冷房を使わないときは、幾らに設定するとか、使ったときは幾らに設定するとか、例えばこれ1時間当たり5,000円にしていますけども、それを半日幾らにするとか、そういった部分については指定管理の方と市で協議しながら設定したいと思います。

佐藤（肇）委員　ここはスキーシーズンは食堂、休憩室で使っている部分ですよ。指定管理の方が、いろいろ斟酌しながらやるんだろうとは思いますが、普段、通年利用されていれば、動力だとか、そういったのも使用料ですね、基本料がちゃんと均等になってくるんですけども、本当にスポットで何月と何月だけでみたいな形になると非常に高いし、年で何件しかなかったということになると、相当大変な金額になってくるんだらうと思います。先ほど言われたように、管理の方で冷房を使った場合と使わない場合とかというお話がありましたけれども、他の公民館みたいな施設で年中稼働しているのであれば、そういう考え方はある程度いいんだらうと思うんですが、ここは普段夏場はもうほとんど使われてないですね。1階のトイレを公園のトイレとして開放されておりまして、2階については上がらないでください、休憩できないですみたいな形で、今までは、遠足などで来られた方が雨が降ったときにも雨宿りさせてもらってる。どこで緊急避難的に使用させてもらったりとか、そういう使い方でしたので、今後はそうすると事前申込みしないと利用できなくなってくる可能性もあるので、この上限設定というのはこれは構わないんですけども、市内の幼稚園や保育園が山に遠足に来たとか、他の団体が移動して来るとか、そういった扱いですよ。あそこの事務所には夏場でも指定管理のスノーパークの職員さんがおられるので、開けてほしいと言えはすぐ開けられるのだと思うんですが、使えるような状況にしてやるのも一つの責任じゃないかなとは思いますが、それ管理任せというわけにはいかないと思うんですが、その辺についてはいかがでしょう。

星産業経済部長　電気料金については委員おっしゃるとおり、基本料金の部分がやはり大きなウエートを占めています。今回、条例で貸し出せるようになり、ほかに貸出してあれば、そこはもう使えないことになりますので、やはり事前の予約というのは必要になるのかな

と考えております。そこで、急遽使いたってという部分については、もし使っていれば使えないので、そこら辺はちょっと難しいのかなと考えています。

佐藤（肇）委員 その急遽使いたってというのが対応できないというのは分かるんですが、ただ何月何日に遠足に行くというようなことで、何かあったら使わせてほしい。天気が良ければ中に入ってこない可能性もありますね。そうするとほかにも貸せれなくなるし、いろいろそういう点も出てくるというふうに思うので、今後、指定管理の方とそういった辺も含めてちょっと検討して、市内の子どもたちがあんまり不自由にならないような方策をとっていただけるようお願いをしたいと思います、どうでしょうか。

星産業経済部長 遠足に行く日にちに事前に予約をしてもらえば、それでいいかと思えます。そこで減免団体なので料金を取るか取らないかっていう話にならないかもしれませんが、予約を基本的には取ってもらうという取扱いでお願いしたいと思います。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第38号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第38号 魚沼市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **（５）議案第 39 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について**

渡辺委員長 日程第 5、議案第 39 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第39号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第39号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **（６）議案第 43 号 市道路線の認定について**

渡辺委員長 日程第 6、議案第 43 号 市道路線の認定についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤（肇）委員 今までみなし市道と言いますか公衆道路として使った部分も含めて一括市

道にするということですが、今ある道路の形状になっているところ、市のライフラインといわれる上下水道だとかガスだとか、そういったのは敷設されているのでしょうか。

星建設課長 堀之内小学校側の道路の部分ですけれども、市の公共下水道の管渠が敷設されております。あと小出寄りと言いますか、東側寄りのほうにつきましても、市の公共下水道の管渠が入っておりますし、あとガス管や水道管も敷設されているようです。

佐藤（肇）委員 そうするとこの中間、これから40メートルぐらいの距離でしょうか。そこを整備しなければならないんだと思うんですけれども、そこについても、今公園ということですが、片側公園で。両側は公園になるのでしょうか。用途についてはまだお聞きはしてないんですが、もし何か施設を造るということになった場合も、使用していけるということで、将来的には考えておられるのでしょうか。

星産業経済部長 公園の部分につきましては、部署が違うので、正確にお答えすることはできませんけれども、利用の仕方としては大きな施設を造る計画はないということです。

佐藤（肇）委員 私が思っているのは公衆便所だとかそういったもの、今後公園の中に欲しいということになる可能性もありますよね。ここは場所的には住宅地の真ん中みたいな形で、公園としてもそれほど広い面積ではないんですが、児童公園みたいに動くのかどうなるのか。この先の用途についてはちょっと分かりませんが、公園として整備するに当たって、その辺を視野に入れた中での整備、要は市道の整備という形で検討されているのかどうかという話を聞きました。

星産業経済部長 今委員のおっしゃることは、道路整備はするけれど、その下にライフラインを一緒に入れるかどうかという話かと思いますが、その辺については、令和6年度予算には測量設計の費用を入れてあるのですが、来年工事をするわけではありませぬので、その間で関係各課と協議しながら進めたいと考えています。

佐藤（肇）委員 一部用地買収をしなきゃならないと困るようには聞いているんですが、それはどの辺になるのでしょうか。それから面積はどんなものかお聞きしたい。

星建設課長 具体的にどこということはまだ分かってはいないんですけれども、これから設計して用地測量をかけて境界を出して、それで必要であれば若干の道がかかるのかもしれませんけれども、必要であれば買収していきたいと思っています。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第43号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第43号 市道路線の認定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。これで本委員会に付託されました議案については以上となります。

## （7）所管事務調査

### （1）立地適正化計画の改定（案）について

渡辺委員長 日程第7、所管事務調査についてを議題といたします。（1）立地適正化計画の改定（案）についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

星産業経済部長 立地適正化計画の改定につきましては、パブリックコメントですとか、都市計画審議会を経まして改定案ができましたので、概要について報告をさせていただきます。説明は都市整備課長が行いますのでよろしくお願いいたします。

斎藤都市整備課長 (資料「魚沼市立地適正化計画 パブリックコメントの意見と回答一覧」  
「魚沼市立地適正化計画【概要版】」「魚沼市立地適正化計画(案)」により説明)

渡辺委員長 ただいまの説明を受けて、質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 この立地適正化計画の中に防災をプラスしたということなのですが、これによって、防災の指針でこれからそれぞれ個別の避難計画などをつくっていくときに、今回、水害の想定範囲というのをかなりこの中に検討も盛り込んできているので、避難所に行かなくて、自分のところで垂直避難などそういったものも含めて、これは個別の避難計画だとかになってくるんだらうと思うんですけども、その辺の基準みたいなもの、今回、これは計画なのでそこまでは細かいところまでは入れてこないんだらうとは思いますが、実際にこれを基に、どうして動くんだという個別のところまでの話になると、まだかなりいろいろやらなきゃならないのがあるなという気がしているんですが、どのように捉えておられますか。

星産業経済部長 今回の立地適正化計画に防災指針を加えた大きな趣旨は、そこに住んでいる方にこういった災害のリスクがあるんだよということを示すためのものでありまして、その個別の避難計画については、それぞれのところでまた決めていくということなので、今回立地適正化計画に入れた防災指針でその避難計画ができるということではなくて、これを基にして個別に避難計画をつくっていくことになりますので、今言った基準についてはそれぞれの避難計画の中で考えていくことになるかと思っています。

佐藤(肇)委員 極端な話しますけど、立地適正化計画の中に居住誘導というのが入っているわけです。要は人を誘導してくる部分だと。なおかつ、その中に5メートル以上の浸水区域も含まれているといったあたりを、こういった危険もあるんだけれども、どうぞ来て住んでくださいと、そういう言い方になるわけですね。ここは危険の区域だから家を建てないでくださいということではなくて、適した場所ですよという形で誘導してくると。まあ、市街地の形成だとか、そういったのを考えてくると、今あるインフラを含めてそこを使っていかざるを得ないというのが現実の話なんだらうと思いますのでいいんですが、その辺はやはりもう少し誘導というか、やはり危険な部分に誘導して、あとでという話も当然ないばかりではないと思うので、そういったあたりはきちんとどこかで、その計画の中に順序的に盛り込んでいたほうが私はいいんじゃないかなと。言っていることはよく分かるんですよ。ただ、誘導区域にしたのは、こういった危険もあるんだけれども、そういったあたりを考えながら、なおかつそういったのを理解した上での誘導だみたいな形の注釈とか何かあってもいいかなというのは、私の意見です。

斎藤都市整備課長 本編の137ページで、③災害リスクを踏まえた居住誘導区域設定の考え方とありまして、中段に洪水とありますが、その中で、小出市街地や堀之内市街地は古くから魚野川水運の河港として成り立ってきた歴史的な背景があり、既に一定の都市基盤が整備された市街地が形成されているため、居住誘導区域から除外することは現実的ではないというような文章で書かれています。確かに委員のおっしゃるとおり、水害のおそれがあるハザードの場所に居住誘導区域を設けているということについて疑問に思う点がある

うかと思しますので、居住誘導区域の設定の仕方についてここで整理をしております。これについては目を通していただきたいと思えます。

佐藤（肇）委員　　今ほど課長の言われたことはよく分かりますし、ここに書いてあるんですが、その辺を誘導するけれども、仮に家を新築されるときには、それだけじゃなくて水上がりのところも含めて、要は高床で造ってくれみたいな、要は指導を含めて検討していくみたいなところで、ここの、これ計画なんでね。どこまで事細かな部分というのは書けないんですけども、要は水害に対応するような方策を、行政に含めてということとか、何とかそういったのが一言あってもいいのかなという気がするんですよ。ただ誘導区域を指定しましたということだから、これだと指定せざるを得ないという理由をもう少し入れてもらって、それを分かって誘導区域になんか入ってきてくださいよということになるんじゃないかなと思うんですけども、もしそこら辺一言足すことができればもうちょっと言葉的によくなるのかなという気がしました。

渡辺委員長　　ここでしばらくの間、休憩とさせていただきます。

休　　憩（11：07）

再　　開（11：19）

渡辺委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。立地適正化計画の改定案について引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ質疑を終結といたします。本件については以上とすることに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## **(2) 公営住宅等再編整備計画の策定（案）について**

渡辺委員長　　次に、公営住宅等再編整備計画の策定（案）についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

星産業経済部長　　公営住宅等の再編整備計画につきましては、平成31年3月に策定されたものを更新する形で、各住宅の具体的な方針とか、事業手法につきまして整理したのになります。詳細につきましては、都市整備課長が説明しますのでよろしくお願いたします。

斉藤都市整備課長　　（資料「魚沼市公営住宅等再編整備計画 概要版」「魚沼市公営住宅等再編整備計画（案）」により説明）今後の予定であります。2月に都市計画審議会にお諮りして3月の産業建設委員会で本案について説明、3月末に市長決裁を受けてホームページに公開する予定であります。

渡辺委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

桑原委員　　一番心配なのは耐震ができてない公営住宅の住み替えというか、その計画、どこが耐震が済んでいないか分からないので、戸数を書いておりますけど、その計画について伺います。

斉藤都市整備課長　　概要版には未耐震の住宅がどこかということをはっきり書いてございま

せんが、本編の中に記載してございます。長期的な管理と見通しの作成のところに住宅の一覧があります。

桑原委員 地震があったので思うのですが、未耐震住宅はいつまでに住んでる人に引っ越し  
ていただくのでしょうか。

渡辺委員長 概要版の一番最後のページが終了すると、それらは全て終わるといような計  
画だということで理解してよろしいですか。

斉藤都市整備課長 見込みのとおりです。

桑原委員 ちょっと遅いかなという感じがします。

渡辺委員長 意見とさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、質  
疑を終結します。本件については以上とすることに異議ありませんか。(異議なし)異議な  
しと認めます。そのように決定いたしました。

## **(8) 閉会中の所管事務等の調査について**

渡辺委員長 日程第8、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りし  
ます。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと  
思います。異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、閉会中の所  
管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

## **(9) その他**

### **(1) 小出労働基準監督署による有機センター立入調査の結果について**

渡辺委員長 日程第9、その他を議題といたします。(1)小出労働基準監督署による有機セ  
ンター立入調査の結果についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

星産業経済部長 労働基準監督署による有機センター立入調査の結果につきまして、報告い  
たします。昨年の12月22日に小出労働基準監督署による立入り調査を受け、各種書類等  
が確認され、是正勧告を受けましたので、その内容と対策について報告いたします。大き  
く3点にわたって指摘を受けております。1点目は過積載に関するものになります。これ  
につきましては、小出警察署からも厳重注意を受けたものであります。全事業者に対して  
労働基準監督署からの立入調査を受けた後、12月25日に文書で積込量の厳守を再度事業  
者に対して周知をしております。また令和6年度予算については、5トンまで積載可能な  
アームロール車の購入費用を計上しておりますし、会計年度任用職員の増員も予算計上し  
ております。

2点目についてはフォークリフトの技術講習を修了していない職員への運転に関するも  
のであります。これにつきましては、前回の産業建設委員会で浅井委員からの質問に答え  
たとおり、事実が判明して以降、運転はさせておりません。新年度予算におきまして、技  
術講習を公費で受けられるように予算計上をしております。

3点目ですけれども、有機センター内での作業に関するものになります。3つ指摘を受  
けております。1つ目はアームロール車ですとか、フォークリフトなどの貨物自動車の作  
業範囲ですとか、運行経路を示す作業計画が未整備であったため、作業計画を作成して1

月の19日に監督署に提出をしております。2つ目はフォークリフトの自主点検が未実施であったため、1月から毎月自主点検を行うとともに、その都度検査記録票へ記載をしております。3つ目は有機センター構内の制限速度が未設定であったために、1月17日に適正な速度を時速20キロと設定して構内に掲示をしております。なお、作業に関するものにつきましては職員に説明し、周知をしております。

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浅井委員　作業計画というのは、有機センターができてから十何年もの間、一回も出されていなかったということですか。

星野農政課長　委員おっしゃるとおりでございます。フォークリフトの作業計画、また車両作業計画は有機センター設立以来つくっていませんでした。その指摘を受けましたので、先ほどの話のとおりに労基署に作成の仕方を御指導いただきながら19日に提出に至ったところでございます。

佐藤（肇）委員　アームロール車の過積載の件について、その後は積まないようにということで徹底しておられるということなのですが、持ってこないと目方を測らないので、その後の計測の中でどのような状況だったかとか、その辺についてはどうでしょうか。

星野農政課長　事業者の皆様へは指導させてもらい、協力いただいて大分改善しているところでございます。ただし、どうしても土曜日も含めて回収しているところなのですが、年明け3連休が3回あったりとか、そういったこともございまして、まれにわずかに超えてしまうことは事実としてはございますが、以前と比べて事業者も頑張っていて、比較すれば相当の改善ということになっているところでございます。

佐藤（肇）委員　アームロール車のバケットは事業者には1台置いておいて、新しいのを持って行ってそれに積み替えしてくる、そういう使い方なんだろうと思いますが、たくさん排出される事業者にはバケットを2台を置くとか、そういった対策もされていますか。

星野農政課長　現状では1事業者は1つのコンテナを置いて回収と引き換えにという形でやっている現状でございます。2つ置いているということはやっておりません。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、質疑を終結します。本件については以上とすることに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## **(2) 小出まちなかエリアにぎわいづくりワークショップ等の結果について（商工課）**

渡辺委員長　次に、小出まちなかエリアにぎわいづくりワークショップ等の結果についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

吉田産業経済部副部長　（「資料（「小出まちなかエリアにぎわいワークショップの結果」、「にぎわい館（仮称）整備検討委員会 検討結果報告書」）により説明」

渡辺委員長　市長はこれで退席となりますが、市長にお聞きしたいことはございませんか。（なし）ないようですので市長はこれで退席します。ここでしばらくの間、休憩とさせていただきます。

休　　憩（11：58）

再 開 (13 : 00)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤（肇）委員 今回のこのワークショップやってきている中に商工会長とかは入っているんですけども、商店街、本町通りの人たちの意見は集約ができていますか。

吉田産業経済部副部長 町内会の総意としてまとまったかどうかですが、特に町内会でまとめたものを受けてはいないんですけども、ただ今回のワークショップのメンバーの構成員の中には、それぞれ町内会を代表してワークショップ委員を選出していただき、商工会につきましても、ワークショップメンバーを選出いただいて参加いただいておりますので、ある意味その方々を代表にこのエリアの声を吸い上げているものと考えております。

佐藤（肇）委員 自分で何かをやろうとか、これからこうしたいとかって思っている方が意見を出してきて、こんなのが欲しい、あんなのが欲しいと。それを誰が言ってどうしたみたいなことじゃなくて、その地元から出た意見を拾い出してまとめられているということではないということですか。

吉田産業経済部副部長 委員お読み込みのとおりでございます。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、質疑を終結します。本件につきましては、引き続き調査することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### (3) ガス託送料金の減額改定について（業務課）

渡辺委員長 次に、ガス託送料金の減額改定についてについてを議題とします。執行部に説明を求めます。

山内ガス水道局長 12月13日の産業建設委員会においてお知らせしたとおり、託送料金の改定の準備が整い、もうしばらくしますと届け出るという状態になりましたので、その結果について報告するものであります。詳細につきましては、庶務係長から説明しますのでよろしくをお願いします。

大桃ガス水道局業務課庶務係長 （資料「ガス託送料金の減額について」「託送供給約款進級対照表」により説明）

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤（肇）委員 魚沼市の場合、ガス託送するのは、全てのお客さんは魚沼市ガス水道局だとそういうことですよね。どこかに持って行ってやるとか、よそから受けていることもないということよろしいですか。

山内ガス水道局長 お見込みのとおりです。新潟県におきましては新規小売のガス事業者というのが、私承知している限りでは存在しませんで、したがって、ガス水道局の小売部門にガス水道局の託送部門が利用させて、その分の使用料をいただいたという格好になっています。いずれにしても内部会計でしかありませんので、お客さんの影響ということはないということになります。

佐藤（肇）委員 そうすると、毎年出てきておりますが、水道局の予算書、決算書をそのと

ころには数字として上がってこないということではないのでしょうか。

山内ガス水道局長　私どものところのガス事業会計の決算書。これにつきましては、公営企業法でありますとか、ガス事業法にのっとった形で科目立てをしてお示ししております。託送料金の関係、原価につきましては、それをさらに分割して組み替えて原価を算定するという仕掛けになっておまして、そちらをお示しするようなものについては、今回のように減額改定であるとか、また逆に金額を上げる改定であるとか、そういったときにどの経費がどういった割合で小売部門と託送部門に分かれたか、そういったところをお示する表が届出書の中に入っておりますので、そちらで確認するということになっています。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件については以上とすることに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

#### **(4) 魚沼市下水道事業経営戦略の一部改定について (業務課)**

渡辺委員長　次に、魚沼市下水道事業経営戦略の一部改定についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

山内ガス水道局長　こちら先の委員会等で改定の準備をしておりますということでお話をさせていただいておりました。平成28年度末に10年先までを見据えた計画を策定しておりました。このたび、国土交通省の要請によりまして、その中に一部項目を付け加えてほしいということがありましたので、一部改定として加えるものであります。詳細につきましては、庶務係長が説明しますので、よろしくお願ひします。

大桃ガス水道局業務課庶務係長　「魚沼市下水道事業経営戦略の一部改正について」「魚沼市下水道事業経営戦略」により説明)

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員　今回の改定ですが、これは国の主導でこういうことになったということですが、魚沼市の場合、既に100%を達成していると。魚沼市だけで一つの処理場ですので、農業集落排水の処理場だとか単独ですので、他の自治体に絡んでいるのではないかと思うんですけども、当然、流域で幾つもの市町村が重なっているようなところがあると、こういったあたりの数字が大変なところが出てきているのかなと思ったんですが、そういったことでの目標値の設定だったのでしょうか。

山内ガス水道局長　こちらの経費回収率向上に向けたロードマップ、これが要請された理由が、公営企業会計、経費回収率が上がってこないという中、そういった自治体が多い中でそれをきちんとロードマップ作成しないと交付金にちょっと影響しますよみたいな形で、全国的にこういう通知が出てくることになったのですが、魚沼市におきましては過疎地域であるとか、いろんな状況も重なりまして、いわゆる経費回収率の分母にはなる方、要するに、経費が比較的ぎゅっと圧縮されるような形になっています。過疎地域で下水道事業をやっているところについては、経費のうちの何割は公費で賄いなさいというようなことがありますので、そうしますと経費が圧縮されていると。それに対しまして御承知のとおり魚沼市の下水道使用量料金というのは非常に高いですので、そういった理由でもって既に100%達成しているということになっております。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、質疑を終結します。本件については以上とすることに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。そのように決定いたしました。ほかに執行部で協議報告事項はございますか。

吉田産業経済部副部長　須原スキー場の件につきまして、何回かこの委員会の中でも、経過を説明してきたところではありますが、今現時点でのその後の未報告の部分を説明させていただきたいと思います。

渡辺委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (13:16)

再　　開 (13:25)

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。委員の皆さんから執行部に何かございませんか。(なし)この後の日程は主に議会内の調整になりますので、これで執行部から退席いただきます。

#### **(5)市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて**

渡辺委員長　(2)市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題とします。局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　1点目であります。令和3年からの産業建設委員会分の意見をまとめてあります。一番下に、昨年10月31日に開催された第2回市民の声を聞く会議会報告会の意見交換会の中で出された意見の取扱いについて、委員会で協議するよう依頼を受けております。あらかじめ正副委員長及び事務局で相談の上案として出させていただきました。区分ということで、意見として聞くおくものとしてありますが、皆さんから御意見等がありましたら、お願いします。

2点目であります。市民の声を聞く会各委員会への依頼事項についてであります。令和3年11月から令和5年11月までの計5回の市民の声を聞く会での進捗状況について、広報広聴特別委員会より4月25日号の議会だよりに掲載したい旨の依頼がありました。全ての項目を載せられないため、意見が多かったものなど、別紙から最低2項目を選び、対応状況や今後の方向性を記載するものであります。事前に3項目について記載しましたので、ご確認をいただき2点に決めていただきたいと思います。

渡辺委員長　ただいま局長から説明がありましたので、この取扱いについて伺います。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (13:30)

(休憩中、協議)

再　　開 (13:59)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。1点目、10月31日のご意見はBの対応とし、2点目は1番と3番を広報広聴委員会に提出させていただきます。異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の調製につきましては委員長に一任願います。本日の産業建設委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (14:00)